

松本市社会教育委員 公募委員募集要領

1 趣旨

社会教育委員は、社会教育法に基づき地方公共団体に設置される委員として、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱します。主な職務は、各委員の活動経験や知識をもとに必要な調査等を行い、教育委員会の諮問に対する答申や提言を行います。

松本市の社会教育の充実と市民の多様な意見を反映させるため、委員の一部を公募により選任しています。

2 公募人数 若干名

3 任期 2年（令和8年4月から2年間）

4 応募資格

平日に開催される会議及び研修会への参加など、委員の職務を適切に行うことができる者とします。ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (1) 国及び地方公共団体の議会議員又は職員（会計年度任用職員を含む。）
- (2) 禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 市外に住所を有する者
- (4) 松本市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者である者

5 応募方法

次の書類を直接提出、郵送、FAX、Eメール等の方法でご提出ください。

- (1) 応募申込書
住所、氏名、性別、年齢、電話番号、応募動機などを記入してください。
- (2) 小論文（様式自由）
「学都松本における社会教育のこれから」（800字程度）

6 選考方法

- (1) 応募資格の確認及び小論文による一次選考のあと、二次選考の面接で決定します。
- (2) 選考結果は本人に通知するとともに、教育委員会への報告等を行います。

7 選考日程

- (1) 募集期間：～2月25日（水）
- (2) 二次選考：3月18日（水）午後
- (3) 結果通知：3月26日（木）

8 報酬など

市の規定に基づき、報酬及び費用弁償を支給します。

9 申込先及び問合せ先

松本市教育委員会教育政策課 担当 伊藤 貴浩

〒390-0874 松本市大手3丁目8-13（大手事務所3階）

電話（0263）33-3980、FAX（0263）33-3934

E-mail somu@city.matsumoto.lg.jp